

本算定の概要

確定係数に基づく本算定（30年度分本算定）で、平成30年度の国保事業費納付金及び標準保険税率を算定する。

- 1 追加公費 1,700 億円について
追加公費 1,700 億円のうち約 1,600 億円分を反映

〈反映している項目〉

- (1) 普通調整交付金 300 億円
県に交付され、県全体の納付金総額の算出時に減額。
- (2) 暫定措置 激変緩和対応額 300 億円
県に交付され、激変緩和の為に一部市町村の納付金を減額。
- (3) 特別調整交付金（都道府県分）100 億円【既存分と併せて 200 億円】
国から示された市町村ごとの交付予定額に基づき配分。
各市町村の納付金額算定時に減額。
- (4) 保険者努力支援制度（都道府県分）500 億円
県の評価指標により市町村へ重点配分。995 千円は県全体の保健事業のため県へ配分。
各市町村の納付金額算定時に減額。
- (5) 保険者努力支援制度（市町村分）330 億円【別途特調から 170 億円】
国の評価指標に基づき配分。
各市町村の保険税必要額（e）算定時に減額。
- (6) 特別高額医療費共同事業 約 60 億円
県に交付され、県全体の納付金総額の算出時に減額。
- (7) 特別調整交付金による追加激変緩和措置 100 億円
国特別調整交付金（既存分）を活用し、追加激変緩和措置として、各都道府県の被保険者数（平成 29 年 6 月 1 日現在）に応じて配分
県に交付され、激変緩和の為に一部市町村の納付金を減額。

〈今回の試算に反映していない項目〉

精神疾患、非自発分に応じた配分。納付金・保険税必要額（e）の算定

- 2 本算定について

- (1) 被保険者一人当たりの診療費の推計
平成 27 年度から 28 年度の診療費の伸び率が過年度と比較してやや小さく、推計結果が過少に見積もられやすい等の課題に対応するため、平成 24 年度から 26 年度の単年度平均伸び率を参考に算定。
戦争末期の出生減・人口減由来の特殊事情による影響を考慮し、70 歳以上の被保険者数を補正することにより診療費総額を修正して算定。

- (2) 診療報酬改定率を一人当たりの診療費の推計に反映
平成24年度：1.0000
平成26年度：1.0010
平成28年度：0.9869
平成30年度：0.9881
- (3) 所得総額の推計
過去3年間（27～29年度）の平均所得を活用して被保険者数の推移を踏まえた、平成30年度における市町村ごとの所得総額を推計する。
- (4) 被保険者の推計
平成28年10月における短時間労働者の社保適用拡大を考慮して、直近3年度（27～29年度）の実績から被保険者数を推計する。
戦争末期の出生減・人口減由来の特殊事情による影響を考慮し、70歳以上の被保険者数を補正。
- (5) 特例基金の活用
特例基金県配分額約18億円の6分の1である3億円を活用した。
県に交付され、県全体の納付金総額の算出時に減額。
- (6) 県繰入金の割合
県繰入金 9%のうち、1号繰入金 8%、2号繰入金 1%。
- (7) 激変緩和の実施
平成28年度1人当たり納付金相当額と、県1号繰入金7%を投入した1人当たり納付金額を比較。
⑳→㉑の伸び率を比較し、平均伸び率100.25を超える42市町村へ激変緩和措置。
33億6,576万4,368円（暫定措置17億9,105万5,000円、特別調整交付金による追加激変緩和額5億9,701万9,000円、県1号繰入9億7,769万368円）
納付金総額が増加した市町村がなかったため、県による措置の対象市町村はなし。
- (8) 後期高齢者支援金分、介護納付金分の過年度の保険税収納見込額を計上
後期と介護の過年度の保険税収納見込額を計上した。
各市町村の保険税必要額（e）算定時に減額。
- (9) 平成28年度の前期高齢者交付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等及び介護納付金の確定額
確定額に近い額が国から示され、算定に使用。